

デジタル社会とマイナンバー

樋山 実・会員（文京自治問題研究所理事）

はじめに

新しい年が始まりましたが新たな変異株が見つかり新型コロナウイルス感染症への不安は依然解消されていません。そんな状況下で経済活動をはじめ国民のくらしぶりなど社会全体が新たな展開を迎えています。脱炭素社会やデジタル社会の構築に向けた取り組みも大きな課題といえるでしょう。そこでデジタル社会とそのインフラ的役割といわれるマイナンバーについて少し触れてみたいと思います。

デジタル社会

「デジタル社会」の定義づけは難しいですが最近ではテレワークやウェブ会議あるいは電子決済、電子商取引などはその一端でしょうか。行政におけるデジタル化よりも民間レベルでの取り組みが進んでいるようにも見て取れます。こうした中で国は昨年5月にデジタル改革関連法を成立させ9月にはデジタル庁を設置させました。このデジタル改革関連法のひとつであるデジタル社会形成基本法（以下「デジタル基本法」）では「デジタル社会」を「…インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法第2条第2項に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会…」(デジタル基本法第2条抜粋)と定義づけています。

国は高度情報通信ネットワーク社会を目指して「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(以下「IT基本法」)を制定(2000年)し、様々な施策を推進してきましたが、デジタル技術の進展や国際社会を含めたデジタル化の動きに対応すべく「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月)を閣議決定しました。デジタル改革関連法はこの方針を踏まえ「IT基本法」を廃止して成立したものです。「デジタル基本法」の施行を見据えて「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年6月)も閣議決定されています。

この計画書は124ページに及ぶもので国・地方における行政のデジタル化に関する方向性が示されています。特徴的なことは国と地方公共団体が一体となって施策を実施していくと同時に官民一体となって進めていくという点があります。これは官民データ活用推進基本法(2016年12月)に基づくものでデジタル社会構築という点ではごく当然のことと思われるが、一方で行政機関がもつ国民の情報を民間企業と共有・利活用という点などは、その運用や手法によっては国民の情報保護の侵害や権利などの制約につながりかねないことも危惧されます。

マイナンバー

マイナンバー制度は、2013年の法律成定以来マイナンバーの活用範囲を拡大しつつ今日に至っています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」ではマイナンバー制度やマイナンバーカードに関わるが多く示されており、「第3部施策集I. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及」の項ではマイナンバーカードについて次のように施策が示されています。

- ① 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用
- ② マイナンバーカ

ードの多機能化の推進 ③コンビニ交付サービスの導入推進 ④マイナンバーカード等を利用しナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進 ⑥国家公務員身分証のマイナンバーカード一体化の促進 ⑦医療保険のオンライン資格確認の構築 ⑧運転免許証とマイナンバーカードの一体化 ⑨公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民の ID 連携推進、また、最近では新型コロナワクチン接種証明書でも必要とされています。

デジタル社会ではマイナンバーカードは必須という構造を作り上げようとしています。一方では、マイナンバーカードの交付率が国民の 40%程度（2021 年 12 月）でしかなく、しかも国が進めたポイント給付などのキャンペーンによる取得も少なくありません。この数字が物語っているように多くの国民がマイナンバーカードの必要性を意識していないことがうかがえます。マイナンバーカード（個人番号カード）は、マイナンバー制度の中のひとつでありマイナンバー（個人番号）は既に全国民に付番されその有用性はともかく行政内部では広く使われています。そもそもいわゆる「マイナンバー法」の第 16 条の 2 では「…住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする」となっており、取得に関してはあくまでも任意となっています。任意のマイナンバーカードを持つか持たないかによって行政上の格差を生じさせることはあってはならないことです。

自治体の現状

国はマイナンバーカードの交付率を上げようと健康保険証機能追加やマイナポイント付与、マイナポータルぴったりサービス、特別定額給付金の支給などでカード取得促進を図っていますが、その都度、自治体では問い合わせや来庁者対応など混乱が生じています。

またマイナンバーカード交付のために臨時の休日開庁などを実施する自治体もあります。新型コロナ対策で保健所機能、ワクチン接種、給付金交付など業務量が増え自治体の負担は重くなっている中で、マイナンバーカード交付でも人員を割かれる状態となっています。実際の交付までに数か月かかることもある中で、国は TV スポットなどを盛んに流して取得を呼びかけています。施策のプライオリティや現場の実態を無視した国の動きは理解できない状況と言えるでしょう。

おわりに

デジタル社会が構築されることは避けて通れませんが、デジタル技術の進化により情報の集積・加工・活用がより高度なものとなることで情報（特に個人情報）を支配するものと支配されるものという構図をつくりだすことにならないか慎重にみていくことが求められる 2022 年ではないでしょうか。